

選挙事務従事者のアルバイトを やってみませんか？

7/10(日)執行予定の第26回参议院議員通常選挙の選挙事務に従事していただける方を募集します。政治や選挙への関心を高めていただくため、学生や若い方の積極的な応募をお待ちしています！

業務内容		日時	場所
①投票事務 (60人程度)	投票所設営・ 打ち合わせ	投票日前日(土曜) 2時間程度	市内各投票所
	受付・名簿対照などの 投票事務	投票日当日(日曜) 6時30分～20時30分	
②開票事務 (60人程度)	投票用紙を候補者ごと に区分する開票事務	投票日当日(日曜) 20時30分～23時ごろ	花川南コミセン (花川南6・5)

- 賃 金** ①21,000円 ②5,000円
※所得税を控除し、後日口座に振り込み。交通費は支給しません
- 応募資格** 満18歳以上(高校生除く)で、指定の投票所または開票所へ行ける方
- 申込方法** 市HPから選挙事務従事者申込書を入力し、身分証明書や学生証の写しと振込口座が分かるもの(通帳)を合わせて応募者本人が持参 ※平日のみ
- 申込期限** 17(金)
- 申込・問合せ** 選挙管理委員会事務局(市役所4階) ☎72・3146

石狩市ひきこもりサポートセンター

不登校・ひきこもりの方とその家族が気軽に相談できる場所です。不登校・ひきこもりの悩みを一緒に考えます。学校を休みがち、中退・卒業後ずっと家にいる、働きたいけれど一歩が踏み出せないなど、社会生活や対人関係、就労などの相談も受け付けています。

問合せ 石狩市ひきこもりサポートセンター(花川北3・3 相談室まるしえ)
☎77・5763 ※平日10時～19時
✉home@germer-marche.jp



【家族会】※オンライン参加も可

ひきこもり状態にある方の家族の集まりで、胸の内の語り合い、交流できる場です。

- 不登校の家族会 毎月第3水曜13時～15時
- ひきこもり家族会 毎月第4金曜13時30分～15時

【オンライン相談】

「コロナ禍で家から出ることが難しい」「家が遠くて相談に行けない」という方は、オンライン相談もご利用いただけます。やり方が分からなかったり、パソコンがない場合もご相談ください。

放課後児童クラブ 夏休み一時利用申込

- 対象** 小学生
- 期間** 学校夏休み休業日 ※日曜・祝日除く
- 時間** 8時～18時30分
- 費用** 日額300円 ※別途保険代。欠席分は還付不可
- 必要な物** 印鑑、就労証明書 ※昨年度利用者も要提出
- その他** 申込多数時調整
定員に達しているクラブは申し込み不可
詳細は市HPでご確認ください
- 受付期間** 6(月)～24(金)
- 申込・問合せ** 子ども政策課(市役所1階18番窓口) ☎72・3192



市の相談窓口

人権相談
21(火)13時30分～16時(受付15時30分まで)
市役所2階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談
16(木)13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談
1(水)・15(水)13時30分～15時30分
※相談日前日までに電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談
7(火)・14(火)・21(火)10時～15時 市役所1階
【女性限定】28(火)13時～16時 市役所1階
※お困りの方に生理用品をお渡しします
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

こども・ひとり親相談
平日9時～16時
子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

住民よろず相談
火曜13時～16時(受付15時まで)
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220
毎月第3木曜13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり
平日9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・木曜11時～17時(受付16時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談
平日10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談
平日9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口
各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日9時～17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田区 ☎78・1030
浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ
平日8時30分～17時15分
毎月第2土曜9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生
☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談
平日10時～19時
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

労働相談所 ※要申込
平日10時～16時
連合北海道石狩地区連合
いしかり労働相談センター ☎60・4704

相続・遺言、不動産(空き家問題など)、その他無料法務相談
29(水)13時～15時 花川北コミセン
行政書士池田法務事務所 ☎72・3558(電話予約可)

後期高齢者医療制度 保険料率が変わります

☎ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011・290・5601
国民健康保険課 ☎72・3125

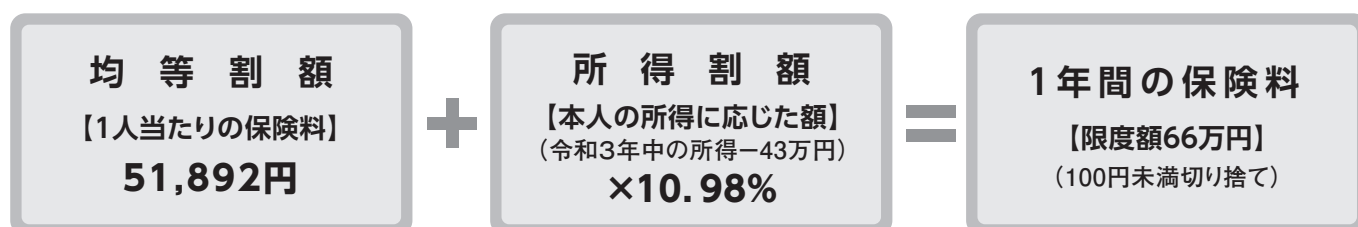
◆ 令和4・5年度の保険料率

被保険者が納付する保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めます。新しい保険料率は、次のとおりです。

	令和2・3年度	令和4・5年度	増減額
均等割	52,048円	51,892円	▲156円
所得割	10.98%	10.98%	—
賦課限度額	640,000円	660,000円	20,000円

◆ 令和4年度の保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。なお、保険料額決定通知書は7月に個別にお知らせします。



※年度の途中で加入したときは、加入した月から計算

国民健康保険税 子育て世代への軽減制度が導入されます

☎ 国民健康保険課 ☎72・3123

本年度から小学校入学前の子ども(未就学児)を対象に、均等割分の保険税を5割とする軽減制度が導入されます。

国民健康保険税は、世帯の所得に応じて7割・5割・2割の軽減措置がありますが、すでに軽減措置が適用されている場合は、法定軽減後の均等割額からさらに5割が減額になります。※申請不要

未就学児1人にかかる均等割額(年額)

軽減割合	現行の均等割額 (法定軽減後)	公費による軽減分 (未就学児の軽減額)	減額後の均等割額 (実際の納付額)
なし	29,200円	14,600円	14,600円
2割	23,360円	11,680円	11,680円
5割	14,600円	7,300円	7,300円
7割	8,760円	4,380円	4,380円

※表中の税額は、医療保険分と後期高齢者支援金分の均等割額の合計

未就学児の均等割軽減のイメージ

